

規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(TBT 協定) 2.9.1 に基づくものです。〕

試掘の用に供する貯留等工作物の技術基準を定める省令

下記のとおり、試掘の用に供する貯留等工作物の技術基準を定める省令を制定する
予定ですので、お知らせします。

記

1. 件名
試掘の用に供する貯留等工作物の技術基準を定める省令
2. 対象品目
掘削用機械、火薬類の取扱施設
3. 趣旨及び目的
二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づき、公共の安全の維持又は災害の発生
の防止のため、貯留等工作物の技術基準を定める省令を定めます。
4. 公布予定
令和6年10月
5. 施行予定
令和6年11月
*特に準備や周知のための期間が必要ないため、公布から施行まで短い期間にて
施行します。
6. 意見提出先
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
経済産業省 産業保安・安全グループ 鉱山・火薬類監理官付
TEL 03-3501-1511 (内線 4961)
7. 意見提出期限
WTO・TBT通報から60日後